# 第五種共同漁業権に係る増殖指針について

#### 1 趣旨

第五種共同漁業権は、漁業法第168条により、免許を受けた漁業協同組合が内水面漁場計画に記載された魚種(漁業権対象魚種)の増殖を行うことが義務づけられている。

この指針は群馬県知事が、令和5年9月1日に免許予定の第五種共同漁業権について、免許の可否の基準として、別表のとおり定めるものである。なお、本指針は免許する際の基準として利用するため、免許後は群馬県内水面漁場管理委員会が示す増殖放流呈示量をもとに漁業権者は増殖を行うこととする。

### 2 増殖方法の留意事項

(1) 放流種苗(稚魚、成魚、親魚、卵)

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来(群馬県)の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ (ビガーラ種やロストラータ種等) が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種(カラドジョウ)が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

#### (2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。

### 3 水産動物の増殖方法と増殖規模の考え方

- (1) アユ
  - ア 水産動物 アユ
  - イ 増殖方法 種苗放流
  - ウ 増殖規模の考え方
    - ・重量(kg)で示す。

#### (2) マス類

- ア 水産動物 マス類 (ヤマメ、イワナ、ニジマス等)
- イ 増殖方法 種苗放流(稚魚、成魚、親魚、発眼卵)、人工産卵床の造成
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・稚魚尾数(尾)に換算して示す。
  - ・成魚(kg)で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏

まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数(尾)に換算する。なお、ヤマメの親魚放流用の親魚(kg)で放流した場合については、成魚(kg)と同様の計算式により稚魚尾数(尾)に換算する。

成魚・親魚 (1kg) = 稚魚 (375 尾)

・発眼卵で放流した場合については下記の計算式により換算する。

発眼卵(10粒)=稚魚(1尾)

## (3) コイ

- ア 水産動物 コイ
- イ 増殖方法 河川環境の保全
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種 苗放流は自粛を引き続き継続して要請する。

# (4) フナ

- ア 水産動物 フナ
- イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成
- ウ 増殖規模の考え方
  - 重量(kg)で示す。
  - ・人工産卵床造成については、水産庁発行「渓流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量 (kg) に換算する

人工産卵床(1 m²)=重量(1.9kg)

#### (5) ウグイ

- ア 水産動物 ウグイ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・ 県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で示す。

### (6) オイカワ

- ア 水産動物 オイカワ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で示す。

## (7) ウナギ

- ア 水産動物 ウナギ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 増殖規模の考え方
  - 重量(kg)で示す。

## (8) ドジョウ

- ア 水産動物 ドジョウ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・重量(kg)で呈示を行う

#### (9) ワカサギ

- ア 水産動物 ワカサギ
- イ 増殖方法 卵放流 (筒型ふ化器、シュロ枠)
- ウ 増殖規模の考え方
  - 卵数(粒)で示す。
  - ・群馬県水産試験場の研究成果\*を参考に、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、筒型ふ化器に収容した卵数の6倍が放流されたものと換算する
  - ※ふ化率(筒型ふ化器:87.3%、シュロ枠:14.6%)

#### (10) カジカ

- ア 水産動物 カジカ
- イ 増殖方法 人工産卵床の造成
- ウ 増殖規模の考え方
  - ・ 県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で示す。

## (11) モツゴ

- ア 水産動物 モツゴ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 増殖規模の考え方
  - 重量(kg)で示す

#### (12) ナマズ

- ア 水産動物 ナマズ
- イ 増殖方法 種苗放流
- ウ 増殖規模の考え方

・重量(kg)で示す。

# 4 免許の可否の基準となる増殖規模

この増殖規模は、漁場の環境収容力や利用状況のほか、過去の増殖実績及び漁業者の経済的負担能力等を勘案して定めた。なお、増殖規模は1年間あたりの数量を記載している。

## 別表

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ	ナマズ
漁場番号	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	(kg)	産卵床 造成 (か所)	産卵床 造成 (か所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵床 造成 (か所)	(kg)	(kg)
共第1号	1,840	237, 000	243, 200		40	2	2	10		1, 370	1		
共第2号	170	72, 500			1	1	1	1					
共第3号	140	271, 600			20	2	2	2	4				3
共第4号	200	89, 200	12, 400		5	2	1	1					
共第5号	1,600	809, 900	18, 700		37	2	2	14	15	250			
共第6号	3, 130	1,087,400	204, 100			2		10			2		
共第7号	30	35, 800			512	1	1			13, 500			
共第8号	10	1, 500			10	1	1	1					
共第9号	70	434, 200	14,000		20	2	2	2		220	2		
共第10号	70	78, 000	1, 200		5	1	1	1		6, 300	1		
共第11号					1, 125			8					13
共第12号					575			3		180			
共第13号					500			5					
共第14号					65			3				2	
共第15号		人工産卵床造成 1 か所											
共第16号					150	1				18, 500			
共第17号				1,500	4					18, 000			